

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第 2 （第 7 条関係）					別表第 2 （第 7 条関係）						
区 分			単 位	利用料金 の上限額 （ 1 回に つき）	備 考	区 分			単 位	利用料金 の上限額 （ 1 回に つき）	備 考
催事 場	舞台 設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>13,070</u>		舞台 設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>13,390</u>		
		演台	[略]	<u>570</u>	[略]		演台	[略]	<u>580</u>	[略]	
		舞台用幕	[略]	<u>6,540</u>			舞台用幕	[略]	<u>6,700</u>		
	音響 設備	放送設備	[略]	<u>4,180</u>	[略]	音響 設備	放送設備	[略]	<u>4,280</u>	[略]	
		演奏ワゴン	[略]	<u>2,360</u>	[略]		演奏ワゴン	[略]	<u>2,420</u>	[略]	
		コンパクトディス クプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>			コンパクトディス クプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>		
		ミニディスクプレ ーヤー	[略]	<u>1,000</u>			ミニディスクプレ ーヤー	[略]	<u>1,020</u>		
		DVDプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>			DVDプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>		
		はね返りスピーカ ー	[略]	<u>720</u>			はね返りスピーカ ー	[略]	<u>740</u>		
		マイクロホン	[略]	<u>570</u>			マイクロホン	[略]	<u>580</u>		
		携帯用拡声器	[略]	<u>780</u>	[略]		携帯用拡声器	[略]	<u>800</u>	[略]	
	照明 設備	フットライト	[略]	<u>720</u>		照明 設備	フットライト	[略]	<u>740</u>		
		アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,120</u>			アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,150</u>		
		ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>570</u>			ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>580</u>		
		ボーダーライト	[略]	<u>890</u>			ボーダーライト	[略]	<u>910</u>		
		サスペンションラ イト	[略]	<u>1,120</u>			サスペンションラ イト	[略]	<u>1,150</u>		
		シーリングライト	[略]	<u>1,750</u>			シーリングライト	[略]	<u>1,790</u>		
		シーリングライト （リング上）	[略]	<u>890</u>			シーリングライト （リング上）	[略]	<u>910</u>		
		スタンド式ライト	[略]	<u>300</u>			スタンド式ライト	[略]	<u>310</u>		
		クセノンピンスポ	[略]	<u>6,130</u>			クセノンピンスポ	[略]	<u>6,280</u>		

	映像 設備	ットライト			
		ビデオカメラ	[略]	<u>1,860</u>	
		WE Bカメラ	[略]	<u>1,860</u>	
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>970</u>	
		スクリーン	[略]	<u>520</u>	
	スポーツ 用具 等	テニス用具	[略]	<u>660</u>	[略]
		バレーボール用具	[略]	<u>660</u>	[略]
		バドミントン用具	[略]	<u>420</u>	[略]
		卓球用具	[略]	<u>830</u>	[略]
		電光表示盤	[略]	<u>5,850</u>	[略]
	その他	ピアノ	[略]	<u>4,450</u>	
会議 場	音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>570</u>	
		[略]			
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>	
		DVDプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>780</u>	[略]
	照明 設備	ピンスポットライト	[略]	<u>1,540</u>	
	映像 設備	液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,220</u>	[略]
		液晶プロジェクター2	[略]	<u>870</u>	[略]
		プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,230</u>	
		液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,230</u>	
		ビデオカメラ	[略]	<u>1,860</u>	
		WE Bカメラ	[略]	<u>1,860</u>	
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,460</u>	
		スクリーン	[略]	<u>520</u>	
	その他	[略]			
		ポータブルステージ	[略]	<u>460</u>	
		インターネット設備	[略]	<u>520</u>	

[略]

	映像 設備	ットライト			
		ビデオカメラ	[略]	<u>1,910</u>	
		WE Bカメラ	[略]	<u>1,910</u>	
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>990</u>	
		スクリーン	[略]	<u>530</u>	
	スポーツ 用具 等	テニス用具	[略]	<u>680</u>	[略]
		バレーボール用具	[略]	<u>680</u>	[略]
		バドミントン用具	[略]	<u>430</u>	[略]
		卓球用具	[略]	<u>850</u>	[略]
		電光表示盤	[略]	<u>5,990</u>	[略]
	その他	ピアノ	[略]	<u>4,560</u>	
会議 場	音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>580</u>	
		[略]			
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>	
		DVDプレーヤー	[略]	<u>1,020</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>800</u>	[略]
	照明 設備	ピンスポットライト	[略]	<u>1,580</u>	
	映像 設備	液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,300</u>	[略]
		液晶プロジェクター2	[略]	<u>890</u>	[略]
		プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,260</u>	
		液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,260</u>	
		ビデオカメラ	[略]	<u>1,910</u>	
		WE Bカメラ	[略]	<u>1,910</u>	
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,500</u>	
		スクリーン	[略]	<u>530</u>	
	その他	[略]			
		ポータブルステージ	[略]	<u>470</u>	
		インターネット設備	[略]	<u>530</u>	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。